



2026 年 3 月 3 日
日本 YWCA
会長 樋口さやか
総幹事 山本知恵

声明：米国とイスラエルによる イランへの軍事攻撃に抗議し即時停止を求めます

2026 年 2 月 28 日、アメリカ合衆国（以下、米国）とイスラエルがイランに対して開始した軍事攻撃は、加盟国による武力行使を禁止する国連憲章に明確に違反しています。

2026 年 1 月の米国によるベネズエラへの空爆とマドゥロ大統領の拘束に続き、巨大な軍事力を有する国による国際法を無視した武力行使は、国連が設立された目的である「国際的な平和と安全」の枠組み自体の破壊に直結します。

すでに両国とイランによる報復攻撃の応酬の中で、イラン南部の学校への爆撃によって 100 人以上の子どもが殺害されたという複数のメディアによる報道を含め、多数の犠牲者が出ています。こうした民間施設への攻撃は、国際人道法（ジュネーブ諸条約追加議定書）が明確に禁じるものです。生命への権利はすべての人が持つ固有・不可侵の基本的人権であり、恣意的な武力行使によって市民の生命を奪う行為は、決して許されません。

戦争・武力紛争の中で、もっとも苦しみを受けるのは女性、子どもなど弱い立場に置かれた人々です。日本 YWCA は、自国の軍国主義と侵略を止めることができなかった歴史への反省に立ち、戦争の過ちを二度と繰り返さないため、世界 YWCA 運動の一員として、正義ある平和の実現を求めて活動しています。

その立場から、米国とイスラエルによる軍事攻撃を強く非難し、すべての主体に対し、軍事攻撃の即刻停止と国際法の遵守を求めます。

日本政府に対しては、米国・イスラエルによる国際法違反を明確に指摘することを求めます。また日本国憲法前文が「いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならない」と明記する視点に立ち戻り、すべての当事国政府に対し、非暴力による平和構築を強く働きかけることを求めます。